

農政課の臨時職員を募集します

- 募集人員 ● 4人
- 募集職種 ● 一般事務補助
- 業務内容 ● コード記入業務
- 雇用期間 ● 3月22日(木)～23日(金)、26日(月)～28日(水)
- 業務日数 ● 5日間(1日8時間勤務)
- 賃金形態 ● 時給750円
- 加入保険等 ● なし
- 勤務地 ● 美郷町役場 仙南庁舎 農政課
- 申込期限 ● 3月12日(月)
- その他 ● 申し込みは、農政課(仙南庁舎2階)に履歴書を提出してください。



問い合わせ 役場(仙南庁舎)農政課 農政班 ☎0187(84)4908

担い手に対する新たな税制特例が創設されます

～農業経営基盤強化準備金の概要と青色申告のすすめ～

品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・水・環境保全向上対策(営農活動支援)に係る交付金等について、新たな税制の特例が19年度から創設されます。

この特例措置により交付金等を受けた担い手(認定農業者と一定の集落営農組織)が、交付金を準備金として積み立てた場合、その積み立て分について必要経費(損金)に算入することができます。また、積み立てた準備金を取り崩して農業用固定資産(農用地・農業用機械等)を取得した場合、圧縮記帳(圧縮額を損金に算入)できます。

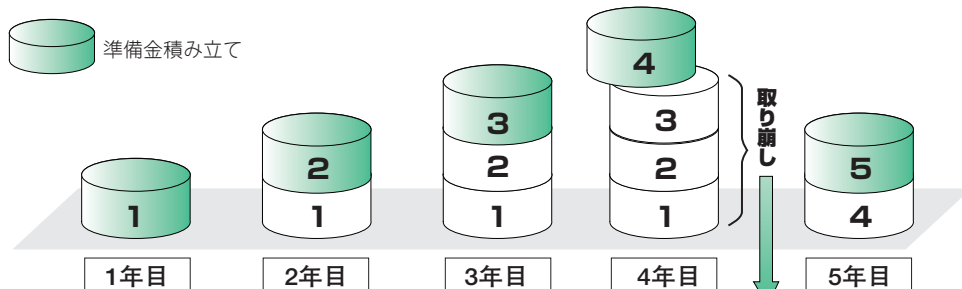
注：5年間固定資産を取得しなかった場合には、1年目の積立金の額は、5年経過後(6年目)にその年の収入に合算され課税されます。

圧縮記帳とは？

取得資産について一定額まで帳簿価額を圧縮して、その圧縮額を必要経費(損金)に算入することによって、その額について、課税所得が生じないようにする手法(実質非課税)

交付金等を受領する方で、上記の税制特例を受けようと思う担い手の方は、次のような税務上の手続きが必要となります。

- ①20年の確定申告(19年分の所得)は青色申告で行うことが必要です。そのために19年3月15日までに「青色申告承認申請書」を最寄りの税務署に提出する必要があります。
- ②その際、19年1月以降の事業について、所定の帳簿で記帳する必要があります。



準備金の積立
交付金等を準備金として積み立てた場合、当該積立額は
①個人は必要経費算入
②法人は損金算入
(積み立てない場合は課税)

農業用固定資産の取得
準備金を取り崩して農業用固定資産を取得した場合、その崩壊額の範囲内で圧縮記帳



交付金を投資に振り向け、経営発展！

問い合わせ 役場(仙南庁舎)農政課 担い手対策班 ☎0187(84)4908

軽自動車の登録抹消や名義変更などの手続きはお忘れなく

軽自動車税は、毎年4月1日現在、原動機付自転車・小型特殊自動車・2輪の軽自動車・4輪の軽自動車・2輪の小型自動車などを所有している方に課税されます。

廃車や譲渡により所有者でなくなった方や転出された方が登録抹消や名義変更・住所変更などの手続きをしないまま4月1日が経過すると、平成19年度分の軽自動車税が課税されてしまいます。そのため、廃車・名義変更・住所変更など所定の手続きがまだ済んでいない方は、3月中に行うようにして下さい。

なお、軽自動車税は、月割の課税制度はありませんので、4月2日以降に所有者でなくなった場合でも平成19年度分の税金が課税されます。逆に、4月2日以降に取得した場合には平成19年度は課税されないことになっています。

※新規登録・登録変更・廃車・転出等の手続きについては、車種によって次のとおり分かれていますのでご注意ください。

※特に、3月末は大変混雑しますので、早めに手続きされますようご協力をお願いします。

※納期限は、5月31日(木)となりますので、よろしくをお願いします。

車種	手続き先
125ccを超える二輪車 軽四輪・軽二輪(いわゆる軽自動車)	●大曲仙北地区自家用自動車協会 大曲市大曲若葉町1番20号 ☎0120(2371)39または☎0187(62)2371 ●軽自動車検査協会秋田事務所 秋田市寺内字イサノ137番地1 ☎018(862)3270
125cc以下の原動機付自転車及び 小型特殊自動車、ミニカー	美郷町役場各庁舎の総合サービス課



役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2102、2109)

平成19年度美郷町奨学生を募集します

町では、町内に在住する方のお子さんに学資を貸与します。

対象者 ●美郷町に居住する方の子弟で、経済的な理由で修学が困難である人

※他の奨学資金団体(秋田県育英会など)に併願することもできますが、貸与が決定した場合は本町の奨学金を受けることができません。

※保証人は、在住の生計を異にする第三者と保護者の2人が必要です。

受付期間 ●4月2日(月)～5月15日(火)

償還方法 ●卒業して1年後から10年以内

貸与決定 ●7月上旬に採否を通知します。決定された方の奨学金は4月にさかのぼって貸与します。

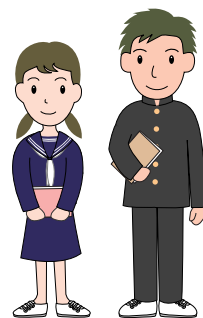
貸与額 ●大学・短大・2年以上の専門学校 月額4万円

高等学校

月額1万5千円

提出書類 ●①奨学生願書(4月2日から学務課で配布するほか町ホームページからダウンロードできます)、②平成18年の世帯全員の所得がわかるもの(町・県民税申告書や所得税確定申告書の写し)、③本人及び保証人の住民票、④入学先の在学証明書、⑤高校生は出身中学校の成績証明書、大学・短大・専門学校は出身高校の調査書

提出先 ●町教育委員会(千畑庁舎2階)学務課



町教育委員会(千畑庁舎)学務課 学校教育班 ☎0187(84)4914(内線2204、2205)